

石川県公報

令和4年7月1日

第13520号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

| 告 示 | |
|---|----|
| ○医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課) | 1 |
| ○医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同) | 2 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同) | 2 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称の変更の届出 (同) | 3 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 3 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療所等の廃止の届出 (同) | 3 |
| ○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同) | 4 |
| ○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同) | 4 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更の届出 (同) | 4 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更の届出 (同) | 5 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同) | 6 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の廃止の届出 (同) | 6 |
| ○医療扶助のための施術を担当させる機関の指定 (同) | 6 |
| ○医療支援給付のための施術を担当させる機関の指定 (同) | 7 |
| ○生活保護法に基づき指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同) | 7 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定を受けた施術機関の施術所の廃止の届出 (同) | 7 |
| ○青少年に有害な興行の指定 (少子化対策監室) | 7 |
| ○保安林の指定予定 (森林管理課) | 8 |
| ○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課) | 8 |
| 公 告 | |
| ○入札公告 (デジタル推進課) | 8 |
| ○特定調達契約に係る入札公告 (消防保安課) | 10 |
| ○入札公告 (文化振興課) | 13 |
| ○予防接種を行う医師の承諾撤回公告 (健康推進課) | 14 |
| ○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課) | 16 |
| ○土地改良区の役員就任公告 (農業基盤課) | 17 |
| ○土地改良区の定款変更認可公告 (同) | 17 |
| 選挙管理委員会 | |
| ○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数 | 17 |
| ○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 17 |
| ○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 18 |
| ○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数 | 18 |
| ○政治団体の届出の公表 | 18 |
| ○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 | 19 |
| ○政治団体の解散の届出の公表 | 19 |
| ○資金管理団体でなくなった旨の届出の公表 | 20 |

告 示

石川県告示第266号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------------|----------------------------|----------|
| いのき内科・循環器内科クリニック | 小松市矢崎町ネ49番地 | 令和4年5月1日 |
| 吉光内科医院 | 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区21街区1番 | 令和4年5月2日 |

| | | |
|-------------|-----------------|-----------|
| ふき眼科クリニック | 七尾市国分町ラ部13番地9 | 令和4年5月10日 |
| なぎさこどもクリニック | かほく市松浜イ65-8 | 令和4年6月1日 |
| かど歯科医院 | 鳳珠郡穴水町大町ろの30番地1 | 令和4年1月1日 |
| ピスコまちの薬局 | 輪島市町野町栗蔵ホ部22-1 | 令和4年4月1日 |
| ピスコとくともと薬局 | 野々市市徳用二丁目8番地 | 令和4年4月1日 |
| つじ薬局 | 七尾市和倉町ワ部3番地の6 | 令和4年5月2日 |
| シーグリーン薬局 | かほく市松浜イ21番9 | 令和4年6月1日 |

石川県告示第267号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|------------------|----------------------------|-----------|
| いのき内科・循環器内科クリニック | 小松市矢崎町ネ49番地 | 令和4年5月1日 |
| 吉光内科医院 | 野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区21街区1番 | 令和4年5月2日 |
| ふき眼科クリニック | 七尾市国分町ラ部13番地9 | 令和4年5月10日 |
| なぎさこどもクリニック | かほく市松浜イ65-8 | 令和4年6月1日 |
| かど歯科医院 | 鳳珠郡穴水町大町ろの30番地1 | 令和4年1月1日 |
| ピスコまちの薬局 | 輪島市町野町栗蔵ホ部22-1 | 令和4年4月1日 |
| ピスコとくともと薬局 | 野々市市徳用二丁目8番地 | 令和4年4月1日 |
| つじ薬局 | 七尾市和倉町ワ部3番地の6 | 令和4年5月2日 |
| シーグリーン薬局 | かほく市松浜イ21番9 | 令和4年6月1日 |

石川県告示第268号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 事業者 名 称 | 事 業 所 名 称 | | 事 業 所 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 株式会社 アルプ | 本府中アルプ薬局 | アルプ薬局本府中店 | 七尾市本府中町ワ部5番地6 | 令和4年 5月1日 |
| | 若杉アルプ薬局 | アルプ薬局若杉店 | 小松市若杉町3丁目31番地 | |
| | 園町アルプ薬局 | アルプ薬局園町店 | 小松市園町ニ22番地2 | |
| | 日吉アルプ薬局 | アルプ薬局日吉店 | 小松市栄町16番地1 | |
| | 野々市駅前アルプ薬局 | アルプ薬局野々市駅前店 | 野々市市二日市1丁目13番地 | |
| | 内灘アルプ薬局 | アルプ薬局内灘店 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘3丁目15番地2 | |
| | つばたアルプ薬局 | アルプ薬局つばた店 | 河北郡津幡町字御門い14番地5 | |
| | 押水アルプ薬局 | アルプ薬局押水店 | 羽咋郡宝達志水町今浜ト176番地5 | |
| | 鹿西アルプ薬局 | アルプ薬局鹿西店 | 鹿島郡中能登町能登部下92番地58 | |
| | 高松アルプ薬局 | アルプ薬局高松店 | かほく市二ツ屋ツ46番地5 | |
| | 加賀野アルプ薬局 | アルプ薬局加賀野店 | 白山市西柏町1番地21 | |
| | 松任アルプ薬局 | アルプ薬局松任店 | 白山市新田町86番地1 | |
| | 金城大学前アルプ薬局 | アルプ薬局金城大学前店 | 白山市宮保新町136番地 | |

| | | |
|----------|-----------|---------------|
| 美川アルプ薬局 | アルプ薬局美川店 | 白山市美川中町ヲ33番地1 |
| 鹿島平アルプ薬局 | アルプ薬局鹿島平店 | 白山市鹿島平11番地117 |

石川県告示第269号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 事業者 名称 | 事業所名称 | | 事業所所在地 | 変更 年月日 |
|-------------|------------|-------------|-------------------|--------------|
| | 旧 | 新 | | |
| 株式会社 アルプ | 本府中アルプ薬局 | アルプ薬局本府中店 | 七尾市本府中町ワ部5番地6 | 令和4年 5月1日 |
| | 若杉アルプ薬局 | アルプ薬局若杉店 | 小松市若杉町3丁目31番地 | |
| | 園町アルプ薬局 | アルプ薬局園町店 | 小松市園町ニ22番地2 | |
| | 日吉アルプ薬局 | アルプ薬局日吉店 | 小松市栄町16番地1 | |
| | 野々市駅前アルプ薬局 | アルプ薬局野々市駅前店 | 野々市市二日市1丁目13番地 | |
| | 内灘アルプ薬局 | アルプ薬局内灘店 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘3丁目15番地2 | |
| | つばたアルプ薬局 | アルプ薬局つばた店 | 河北郡津幡町字御門い14番地5 | |
| | 押水アルプ薬局 | アルプ薬局押水店 | 羽咋郡宝達志水町今浜ト176番地5 | |
| | 鹿西アルプ薬局 | アルプ薬局鹿西店 | 鹿島郡中能登町能登部下92番地58 | |
| | 高松アルプ薬局 | アルプ薬局高松店 | かほく市二ツ屋ツ46番地5 | |
| | 加賀野アルプ薬局 | アルプ薬局加賀野店 | 白山市西柏町1番地21 | |
| | 松任アルプ薬局 | アルプ薬局松任店 | 白山市新田町86番地1 | |
| | 金城大学前アルプ薬局 | アルプ薬局金城大学前店 | 白山市宮保新町136番地 | |
| | 美川アルプ薬局 | アルプ薬局美川店 | 白山市美川中町ヲ33番地1 | |
| | 鹿島平アルプ薬局 | アルプ薬局鹿島平店 | 白山市鹿島平11番地117 | |

石川県告示第270号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------------|-----------------|------------|
| いのき内科・循環器科クリニック | 小松市矢崎町ネ49番地 | 令和4年4月30日 |
| 吉光内科医院 | 野々市市田尻町2番地 | 令和4年5月1日 |
| 松江産婦人科・内科医院 | 羽咋市島出町フ63 | 令和4年5月20日 |
| かど歯科医院 | 鳳珠郡穴水町大町ろの30番地1 | 令和3年12月31日 |
| ピスコまちの薬局 | 輪島市町野町粟蔵ホ部22-1 | 令和4年3月31日 |
| ピスコとくと薬局 | 野々市市徳用二丁目8番地 | 令和4年3月31日 |
| つじ薬局 | 七尾市和倉町ワ部3番地の6 | 令和4年5月1日 |

石川県告示第271号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 廃止年月日 |
|-----------------|-----------------|------------|
| いのき内科・循環器科クリニック | 小松市矢崎町ネ49番地 | 令和4年4月30日 |
| 吉光内科医院 | 野々市市田尻町2番地 | 令和4年5月1日 |
| 松江産婦人科・内科医院 | 羽咋市島出町フ63 | 令和4年5月20日 |
| かど歯科医院 | 鳳珠郡穴水町大町ろの30番地1 | 令和3年12月31日 |
| ピスコまちの薬局 | 輪島市町野町粟蔵ホ部22-1 | 令和4年3月31日 |
| ピスコとくともと薬局 | 野々市市徳用二丁目8番地 | 令和4年3月31日 |
| つじ薬局 | 七尾市和倉町ワ部3番地の6 | 令和4年5月1日 |

石川県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 指 定 介 護 事 業 者 | | 指 定 介 護 事 業 所 | | 指 定 年月日 |
|---------------|------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| グランファルマ株式会社 | 金沢市本町1-5-2 リファーレ18F | 福留町あおぞら薬局 | 白山市福留町173-1 | 令和4年 4月11日 |

石川県告示第273号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 指 定 介 護 事 業 者 | | 指 定 介 護 事 業 所 | | 指 定 年月日 |
|---------------|------------------------|---------------|-------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| グランファルマ株式会社 | 金沢市本町1-5-2 リファーレ18F | 福留町あおぞら薬局 | 白山市福留町173-1 | 令和4年 4月11日 |

石川県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 指 定 介 護 事 業 者 | | 指 定 介 護 事 業 所 | | 変 更 年月日 |
|---------------|------------|---------------|---------------|------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| | | 新 アルプ薬局本府中店 | 七尾市本府中町ワ部5番地6 | |
| | | 旧 本府中アルプ薬局 | | |
| | | 新 アルプ薬局若杉店 | 小松市若杉町3丁目31番 | |
| | | 旧 若杉アルプ薬局 | | |

| | | | | | | | |
|-------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|---------------|--------------|--|
| 株式会社 アルプ | 金沢市近岡町 309番地 | 新 | アルプ薬局園町店 | 小松市園町ニ22番2 | | 令和4年 5月1日 | |
| | | 旧 | 園町アルプ薬局 | | | | |
| | | 新 | アルプ薬局日吉店 | 小松市栄町16番地1 | | | |
| | | 旧 | 日吉アルプ薬局 | | | | |
| | | 新 | アルプ薬局高松店 | かほく市二ツ屋ツ46-5 | | | |
| | | 旧 | 高松アルプ薬局 | | | | |
| | | 新 | アルプ薬局松任店 | 白山市新田町86番地1 | | | |
| | | 旧 | 松任アルプ薬局 | | | | |
| | | 新 | アルプ薬局加賀野店 | 白山市西柏町1番地21 | | | |
| | | 旧 | 加賀野アルプ薬局 | | | | |
| | | 新 | アルプ薬局美川店 | 新 | 白山市美川中町ヲ33番地1 | | |
| | | 旧 | 美川アルプ薬局 | 旧 | 白山市美川北町ヲ68-8 | | |
| | | 新 | アルプ薬局野々市駅前店 | 野々市市二日市1丁目13番地 | | | |
| | | 旧 | 野々市駅前アルプ薬局 | | | | |
| | | 新 | アルプ薬局内灘店 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘3丁目15番地2 | | | |
| | | 旧 | 内灘アルプ薬局 | | | | |
| 新 | アルプ薬局押水店 | 新 | 羽咋郡宝達志水町今浜ト176番地5 | | | | |
| 旧 | 押水アルプ薬局 | 旧 | 羽咋郡宝達志水町今浜ト176番地 | | | | |
| 新 | アルプ薬局鹿西店 | 鹿島郡中能登町能登部下92-58 | | | | | |
| 旧 | 鹿西アルプ薬局 | | | | | | |

石川県告示第275号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 指定介護事業者 | | 指 定 介 護 事 業 所 | | 変 更 年月日 | | |
|-------------|-----------------|---------------|-----------|---------------|---------------|--|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | | | |
| 株式会社 アルプ | 金沢市近岡町 309番地 | 新 | アルプ薬局本府中店 | 七尾市本府中町ワ部5番地6 | | |
| | | 旧 | 本府中アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局若杉店 | 小松市若杉町3丁目31番 | | |
| | | 旧 | 若杉アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局園町店 | 小松市園町ニ22番2 | | |
| | | 旧 | 園町アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局日吉店 | 小松市栄町16番地1 | | |
| | | 旧 | 日吉アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局高松店 | かほく市二ツ屋ツ46-5 | | |
| | | 旧 | 高松アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局松任店 | 白山市新田町86番地1 | | |
| | | 旧 | 松任アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局加賀野店 | 白山市西柏町1番地21 | | |
| | | 旧 | 加賀野アルプ薬局 | | | |
| | | 新 | アルプ薬局美川店 | 新 | 白山市美川中町ヲ33番地1 | |
| | | 旧 | 美川アルプ薬局 | 旧 | 白山市美川北町ヲ68-8 | |

| | | |
|---|--------------|---------------------|
| 新 | アルプ薬局野々市駅前店 | 野々市市二日市1丁目13番地 |
| | 旧 野々市駅前アルプ薬局 | |
| 新 | アルプ薬局内灘店 | 河北郡内灘町鶴ヶ丘3丁目15番地2 |
| | 旧 内灘アルプ薬局 | |
| 新 | アルプ薬局押水店 | 新 羽咋郡宝達志水町今浜ト176番地5 |
| | 旧 押水アルプ薬局 | 旧 羽咋郡宝達志水町今浜ト176番地 |
| 新 | アルプ薬局鹿西店 | 鹿島郡中能登町能登部下92-58 |
| | 旧 鹿西アルプ薬局 | |

石川県告示第276号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 指 定 介 護 事 業 者 | | 指 定 介 護 事 業 所 | | 廃 止 年月日 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 松江 運緒 | 羽咋市島出町フ部63 | 松江産婦人科医院 | 羽咋市島出町フ部63 | 令和4年 5月20日 |
| 角 邦人 | 鳳珠郡穴水町大町口30-1 | かど歯科医院 | 鳳珠郡穴水町大町口30-1 | 令和3年 12月31日 |

石川県告示第277号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所を廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 指 定 介 護 事 業 者 | | 指 定 介 護 事 業 所 | | 廃 止 年月日 |
|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 | |
| 松江 運緒 | 羽咋市島出町フ部63 | 松江産婦人科医院 | 羽咋市島出町フ部63 | 令和4年 5月20日 |
| 角 邦人 | 鳳珠郡穴水町大町口30-1 | かど歯科医院 | 鳳珠郡穴水町大町口30-1 | 令和3年 12月31日 |

石川県告示第278号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 氏 名 | 名 称 | 所 在 地 | 指定年月日 |
|-------|-------|-------------|----------|
| 沢田 昌代 | 沢田治療所 | 白山市宮永町421-1 | 令和4年6月1日 |

石川県告示第279号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 氏名 | 名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|-------|-------------|----------|
| 沢田 昌代 | 沢田治療所 | 白山市宮永町421-1 | 令和4年6月1日 |

石川県告示第280号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------------------|--------------------|-----------|
| 沢田 昌代(訪問マッサージ まごのて) | 金沢市古府3-91 マルシン1号棟2 | 令和4年5月31日 |

石川県告示第281号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定を受けた施術機関から、次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|---------------------|--------------------|-----------|
| 沢田 昌代(訪問マッサージ まごのて) | 金沢市古府3-91 マルシン1号棟2 | 令和4年5月31日 |

石川県告示第282号

いしかわ子ども総合条例(平成19年石川県条例第18号)第41条第1項の規定により、次の興行を青少年に有害なものとして指定した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 有害興行

| 興行の種類 | 興行名 | 製作会社・配給会社等名 |
|-------|------------------------------------|----------------------------|
| 映画 | 不倫ゲーム 燃えあがる女たち | 浜野組 (新東宝映画) |
| 〃 | 愛してる! | UNITED PRODUCTIONS (日活) |
| 〃 | 女神の継承 (原題) THE MEDIUM | シンカ (タイ) |
| 〃 | 哭悲/THE SADNESS (原題) THE SADNESS | クロックワークス (台湾) |

2 指定の理由

内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、

若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものである。

3 指定年月日

令和4年7月1日

石川県告示第283号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 保安林予定森林の所在場所

鳳珠郡穴水町字鹿島参1の1、2の1、9の5、13の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び穴水町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第284号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 施行者の名称 | 都市計画事業の種類及び名称 | 事業地 | 事業施行期間 |
|--------|--------------------|--|------------------------------|
| 加賀市 | 加賀都市計画下水道事業加賀公共下水道 | (1) 収用の部分 昭和46年石川県告示第32号、昭和52年石川県告示第183号、昭和57年石川県告示第199号、昭和62年石川県告示第363号、平成元年石川県告示第190号、平成6年石川県告示第658号、平成14年石川県告示第260号、平成21年石川県告示第135号、平成24年石川県告示第555号及び平成29年石川県告示第160号の事業地に、加賀市篠原町地内を加える。 (2) 使用の部分 変更なし | 昭和46年1月16日から 令和10年3月31日まで |

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

ビジネスチャットシステム提供業務

(2) 業務の内容

総合行政ネットワーク(LGWAN)系端末及びインターネット系端末(モバイル端末を含む)から利用できるチャットシステムをアプリケーションサービス方式(ASP方式)で提供する。

(3) システム提供期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次に掲げる条件のすべてに該当し、この業務に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

(5) この公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 提供しようとするビジネスチャットシステムが、令和4年7月1日時点において、3以上の地方公共団体との間で、それぞれアカウント数が4,000以上かつ期間が1年超の有償継続利用実績があること。

3 入札参加資格の確認手続等

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に係る書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、(2)アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書

イ 石川県競争入札参加資格者決定通知書(写し)

(2) 入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア 提出期間 令和4年7月1日(金)から同月8日(金)まで(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで

ウ 提出場所 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課

エ 提出方法 持参又は郵送により提出すること(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)

(3) 入札参加資格の確認の結果の通知確認の結果の通知は、令和4年7月13日(水)までに入札参加資格確認結果通知書の送付にて行う。

4 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付

(1) 入札参加資格確認申請書、仕様書、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部デジタル推進課

電話 076-225-1243

(2) 交付期間

令和4年7月1日(金)から同月7日(木)まで(県の休日を除く。)

(3) 交付時間

午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎10階1001会議室(入札後、即時開札する。)

(2) 日時 令和4年7月15日(金)14時

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
(2) 入札書は、持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出しなければならない。テレックス、電報、テレコピー、電話その他の方法による入札は、認めない。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金
免除

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合において、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 調達内容

(1) 購入件名及び数量

石川県消防防災ヘリコプター 一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年9月30日

(4) 納入場所

別途指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望

金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 総合評価方式の適用の有無
有

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 令和4年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和4年石川県告示第123号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であり、かつ、等級がAに格付された者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、次の場所において随時申請を受け付けている。

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。
(4) この入札公告前5年間に、国又は地方公共団体において航空消防活動、海難救助、捜索救助等の警察業務を目的として運航されるヘリコプターの納入履行実績を有する者であること。
(5) 仕様書に定める構造及び性能等並びに装備品等を備えた石川県消防防災ヘリコプターを納入することが出来る者であること。
(6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、破産手続中の者でないこと。
(7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、更生手続中の者でないこと。
(8) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない、又は申立てがなされていない者であること。また、再生手続中の者でないこと。
(9) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 契約条項を示す場所等

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県危機管理監室消防保安課 電話番号 076-225-1481

4 入札説明書の交付

- (1) 交付期間
令和4年7月1日(金)午前9時から同月28日(木)午後5時まで
(2) 交付方法

3に掲げる場所で交付するほか、石川県危機管理監室消防保安課のホームページに掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

5 総合評価方式の手続に関する事項

手続の詳細については、入札説明書による。

- (1) 総合評価一般競争入札参加申請

入札に参加を希望する者は、次により、総合評価一般競争入札参加申請書を提出しなければならない。

ア 提出期間 令和4年7月1日(金)午前9時から同月28日(木)午後5時まで

イ 提出先 3に掲げる場所

ウ 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、書留郵便とし、提出期間内必着とする。

エ 提出書類 入札説明書において定める。

オ 提出部数 1部

カ その他 総合評価一般競争入札参加申請書の確認結果については、別途通知する。

(2) 入札参加決定者によるプレゼンテーションの方法等

プレゼンテーションの方法等の詳細については、入札説明書による。

6 入札期間等

(1) 入札書の提出期間 令和4年8月17日(水) 午前9時から同月22日(月) 午後5時まで

(2) 提出先 3に掲げる場所

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

郵送の場合は、書留郵便とし、提出期間内必着とする。

(4) 開札の日時及び場所

令和4年8月23日(火) 午前10時 石川県庁行政庁舎603会議室

7 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定基準

地方自治法施行令第167条の10の2第1項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が本県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。なお、落札者の決定基準の詳細は、入札説明書による。

(2) 評価項目

ア 航空消防活動における機体の性能等

イ 整備体制及び整備実績

ウ 納入後の安定運航に関する事項

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 無効の入札書

詳細は、入札説明書による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Helicopter 1 Unit

(2) Delivery date

By 30 September 2024

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

5:00 p.m. 22 August 2022

(5) Contact point for the notice

Fire Fighting and Public Safety Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1481

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物件名及び数量

石川県立図書館納入資料(図書) 一式
予定冊数 11,200冊

(2) 調達物件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 納品場所

金沢市小立野2丁目43番1号 石川県立図書館

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、本体価格1,000円(消費税及び地方消費税額を加算していない額)の図書に対する納入価格(消費税及び地方消費税額を加算していない額で、円単位の整数とする。)を入札書に記載することとし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

2 競争入札参加資格

次の条件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和4年度において競争入札参加資格を有すると認められた者であること。

(3) 県の指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務の特質を理解し、これを確実に実施することができる者であること。

3 入札説明書及び仕様書等の配布方法等

(1) 配布期間

令和4年7月1日(金)から同月11日(月)午後1時まで

(2) 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/library_seibi/nyusatsu/2022/tosho1.html

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒920-0942 金沢市小立野2丁目43番1号

石川県立図書館 経営管理課

電話番号 076-223-9588

(2) 入札書の受領期限

令和4年7月11日(月)午後1時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(3) 開札の日時

令和4年7月11日(月)午後1時30分

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除

(2) 契約書の要否

要

(3) 無効の入札書

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書及び仕様書による。

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 A類疾病及びB類疾病

| 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 承諾撤回年月日 |
|---------|--------------------------------------|-----------|
| 小 田 美菜子 | 鳳珠郡能登町字上町8字393番地 医療法人社団持木会 柳田温泉病院 | 令和4年3月31日 |
| 澤 口 潤 | 〃 | 〃 |
| 小 西 珠 貴 | 野々市市郷二丁目220番地 医療法人社団悠輝会 野々市よこみやクリニック | 〃 |
| 向 井 清 孝 | 〃 | 〃 |
| 澤 口 潤 | 七尾市千野町に部10番地 医療法人社団生生会 えんやま健康クリニック | 〃 |
| 曾 根 崇 | 七尾市富岡町94番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院 | 〃 |
| 宝 達 明 彦 | 〃 | 〃 |
| 佐 藤 就 厚 | 〃 | 〃 |
| 宮 田 潤 | 〃 | 〃 |
| 寺 田 和 始 | 〃 | 〃 |
| 坂 田 祐 一 | 〃 | 〃 |
| 平 井 太 郎 | 〃 | 〃 |
| 貫 井 友 貴 | 〃 | 〃 |
| 清 水 陽 | 〃 | 〃 |
| 磯 野 真 子 | 〃 | 〃 |
| 佐 藤 美 並 | 〃 | 〃 |
| 西 村 健 太 | 〃 | 〃 |
| 春 田 侑 亮 | 〃 | 〃 |
| 竹 村 朋 子 | 〃 | 〃 |
| 山 本 圭 祐 | 〃 | 〃 |
| 出雲崎 亜紀子 | 〃 | 〃 |
| 野 村 俊 一 | 〃 | 〃 |
| 松 田 雄 斗 | 〃 | 〃 |
| 本 江 真 人 | 〃 | 〃 |
| 早 川 希 | 〃 | 〃 |
| 新 庄 祐 介 | 〃 | 〃 |
| 河 合 慈 | 〃 | 〃 |
| 真 智 涼 介 | 〃 | 〃 |
| 尾 山 量 子 | 〃 | 〃 |
| 宮 澤 攻 | 〃 | 〃 |

| | | |
|--------|------------------------------------|---|
| 田中 慎吾 | 〃 | 〃 |
| 筒井 泰史 | 〃 | 〃 |
| 竹田 公信 | 〃 | 〃 |
| 中積 広貴 | 〃 | 〃 |
| 上嶋 仁美 | 〃 | 〃 |
| 中尾 啓隆 | 〃 | 〃 |
| 南川 靖太 | 〃 | 〃 |
| 田中 達朗 | 〃 | 〃 |
| 國井 建司郎 | 〃 | 〃 |
| 能崎 羽慈 | 〃 | 〃 |
| 宮田 潤 | 七尾市富岡町95番地 社会医療法人財団董仙会 恵寿ローレルクリニック | 〃 |
| 磯野 真子 | 〃 | 〃 |
| 佐藤 美並 | 〃 | 〃 |
| 西村 健太 | 〃 | 〃 |
| 春田 侑亮 | 〃 | 〃 |
| 宗平 悠暉 | 〃 | 〃 |
| 宮澤 攻 | 〃 | 〃 |
| 吉田 優也 | 七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院 | 〃 |
| 武原 康平 | 〃 | 〃 |
| 古谷 裕一郎 | 〃 | 〃 |
| 吉尾 隆利 | 〃 | 〃 |
| 小林 昇平 | 〃 | 〃 |
| 竹中 みか | 〃 | 〃 |
| 橋本 暁 | 〃 | 〃 |
| 宮下 翔伍 | 〃 | 〃 |
| 額 佳樹 | 〃 | 〃 |
| 加納 恒 | 〃 | 〃 |
| 西村 愛世 | 〃 | 〃 |
| 五十嵐 淳平 | 〃 | 〃 |
| 安部 龍大 | 〃 | 〃 |
| 柿本 梨花 | 〃 | 〃 |
| 北山 怜奈 | 〃 | 〃 |
| 根上 昌子 | 七尾市神明町ロ部10番地1 中村ペインクリニック | 〃 |
| 長内 和弘 | 羽咋郡宝達志水町子浦口11番地1 町立宝達志水病院 | 〃 |
| 長山 成美 | 〃 | 〃 |
| 土屋 雅信 | 〃 | 〃 |
| 升谷 宏 | 〃 | 〃 |
| 二宮 哲博 | 河北郡津幡町字潟端ト70-8 二宮内科医院 | 〃 |
| 酒井 章 | 河北郡津幡町字加賀爪ホ30 酒井医院 | 〃 |
| 酒井 美智子 | 〃 | 〃 |
| 山田 燦 | 河北郡津幡町字潟端461-10 サンクリニックやまだ | 〃 |

2 B類疾病のみ

| 医師の氏名 | 予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所 | 承諾撤回年月日 |
|-------|-----------------------------------|------------|
| 松下 栄紀 | 河北郡津幡町字津幡ロ51番地2 津幡町国民健康保険直営河北中央病院 | 平成26年3月31日 |
| 木下 昭 | 小松市園町ホ35番地 介護老人保健施設さくら園 | 令和4年3月4日 |
| 米田 知晃 | 金沢市田上本町カ45-1 医療法人十全会 十全病院 | 令和4年3月29日 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----------|
| 加藤 象三郎 | 河北郡津幡町字北中条ラ29-1 加藤クリニック | 令和4年4月1日 |
| 佐伯 泰彦 | 七尾市千野町に部10番地 医療法人社団生生会えんやま健康クリニック | 〃 |
| 姥浦 一太 | 七尾市藤橋町ア部6番地4 公立能登総合病院 | 〃 |
| 丸山 晃弘 | 七尾市本府中町ワ部5番地 医療法人松原会 七尾松原病院 | 〃 |
| 岡田 成 | 七尾市万行町5部65番地の5 医療法人社団良俊会 岡田胃腸科外科クリニック | 〃 |

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス藤野店

七尾市藤野町イ27番 ほか8筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山 英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年2月21日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,563平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 65台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置 縦覧による。

収容台数 16台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置 縦覧による。

面積 32平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 縦覧による。

容量 11.19立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時45分まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 7 届出年月日
令和4年6月20日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び七尾市産業部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和4年7月1日から同年11月1日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和4年11月1日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

土地改良区の役員就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があった。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

河野土地改良区

| 職名 | 氏名 | 住所 | 就任年月日 |
|------|------|--------------|----------|
| 員外監事 | 鈴木浩史 | 金沢市田井町13番38号 | 令和4年4月1日 |

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年7月1日

石川県知事 馳 浩

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|--------------------|-----------|
| 富来地区開拓パイロット事業土地改良区 | 令和4年6月22日 |

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第88号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

令和4年7月1日

石川県選挙管理委員会

18,893人

石川県選挙管理委員会告示第89号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数

に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,081人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 90 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

| 選 挙 区 名 | 最 低 署 名 者 数 |
|-----------------------|-------------|
| 金 沢 市 選 挙 区 | 125,434人 |
| 七 尾 市 選 挙 区 | 14,443人 |
| 小 松 市 選 挙 区 | 29,434人 |
| 輪 島 市 選 挙 区 | 7,334人 |
| 珠 洲 市 鳳 珠 郡 選 挙 区 | 11,100人 |
| 加 賀 市 選 挙 区 | 18,297人 |
| 羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区 | 9,646人 |
| か ほ く 市 選 挙 区 | 9,957人 |
| 白 山 市 選 挙 区 | 31,164人 |
| 能 美 市 能 美 郡 選 挙 区 | 15,107人 |
| 野 々 市 市 選 挙 区 | 14,646人 |
| 河 北 郡 選 挙 区 | 17,766人 |
| 羽 咋 郡 北 部 選 挙 区 | 5,646人 |
| 鹿 島 郡 選 挙 区 | 4,911人 |

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 91 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1(その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)の数(県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数)は、次のとおりである。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

218,081人

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 92 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 公職の種類(第1号) | 1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部 | 届出年月日 |
|---------------------|--------|----------|-------------|-------------|--------------------------|-----------|
| 立憲民主党石川県参議院選挙区第1総支部 | 小山田 経子 | 一川 政之 | 金沢市諸江町27番地9 | 参議院議員(候補者等) | ○ | 令和4年5月27日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|-------------|-----------|----------|--------------------------|-----------|
| 銀 河 の 会 | 米 沢 寛 | 中 野 多 美 | 金沢市鞍月5-181 AUBEビル4F | 令和4年5月19日 |
| 小 浦 肇 後 援 会 | 浜 口 三 喜 | 中 川 克 夫 | 鳳珠郡能登町字崎山2丁目 78番地 | 令和4年5月27日 |
| 親 和 会 | 福 光 松 太 郎 | 鶴 山 庄 市 | 金沢市高岡町23-18 アドマックビル4階 | 令和4年5月31日 |

石川県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|-----------------------|--------|-------|---------|-----------|-----------|
| 自由民主党 石川県支部連合会 | 宮本 周司 | 代表者 | 宮 本 周 司 | 岡 田 直 樹 | 令和4年5月7日 |
| | | 会計責任者 | 田 中 哲 也 | 沖 津 千 万 人 | 令和4年5月7日 |
| 自由民主党金沢支部 | 米澤 賢司 | 代表者 | 米 澤 賢 司 | 中 村 勲 | 令和4年5月8日 |
| | | 会計責任者 | 前 誠 一 | 上 田 雅 大 | 令和4年5月8日 |
| 自由民主党石川県 私立幼稚園協会支部 | 亀田 洋一 | 代表者 | 亀 田 洋 一 | 源 恭 子 | 令和4年5月23日 |

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------------------|--------|---------|---------------------------|------------------------|-----------|
| ワ ン チ ー ム 石 川 | 瀬戸 勝功 | 代表者 | 瀬 戸 勝 功 | 西 川 進 一 | 令和4年4月1日 |
| 馳 浩 連 合 後 援 会 | 小森 貴 | 会計責任者 | 中 野 多 美 | 五 十 嵐 幹 | 令和4年4月30日 |
| 石川県鍼灸マッサージ師 石川県知事馳浩後援会 | 常盤 和成 | 政治団体の名称 | 石川県鍼灸マッサージ師石川県知事 馳浩後援会 | 石川県鍼灸マッサージ師谷本正憲後 援会 | 令和4年5月15日 |
| は せ 浩 と あ ゆ む 会 | 木本 利夫 | 会計責任者 | 中 野 多 美 | 五 十 嵐 幹 | 令和4年5月22日 |
| 石川県産業資源循環協会 政 治 連 盟 | 高山 盛司 | 代表者 | 高 山 盛 司 | 毎 田 正 男 | 令和4年5月25日 |
| | | 会計責任者 | 出 村 邦 夫 | 村 上 明 | 令和4年5月25日 |

石川県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------|--------|-----------|
| 税理士による山田修路後援会 | 雲野照正 | 令和4年4月8日 |
| 谷本正憲石川県連合後援会 | 安田舜一郎 | 令和4年4月30日 |
| 石川の21世紀を拓く会 | 谷本正憲 | 令和4年4月30日 |
| 谷本まさのり白山市後援会 | 作野広昭 | 令和4年4月30日 |

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会 告 示 第 95 号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その届出をした者の氏名等を次のとおり公表する。

令和4年7月1日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(法第19条第3項第2号による届出)

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|-------------|-----------------|
| 谷本正憲 | 石川の21世紀を拓く会 | 令和4年4月30日 |